

環境活動推進事業について

温暖化対策課

1 事業の目的

地球温暖化防止をはじめとする環境活動を推進するため、さまざまな主体や幅広い世代への環境教育や普及啓発、活動支援等を行う。

2 事業の概要

(1) 環境教育等推進事業

2,114千円

- (新)「第2次環境教育等に関する行動計画」の策定
- 学校における環境教育推進(資機材提供)及びこどもエコクラブの活動支援
- 個人、教育機関や団体の模範的な環境活動に対する知事表彰(環境大賞)

(2) あきたエコ活促進事業

10,969千円

- 企業・団体等の環境保全の取組など、県民が広く環境について学べる「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」の開催支援
- スマホアプリを活用した県民による環境保全活動の促進

(3) (新)食品ロス削減推進事業

2,559千円

- 国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画策定に向けた関係機関・団体等との連絡会議等の開催
- 食品関連事業者・団体等の多様な主体を対象としたシンポジウムの開催
- 外食時の食べきりを推奨する^{さんまるいちまる}3010運動の推進

(4) 海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業

7,428千円

- (新)ごみ拾いSNS等を活用した身近な地域での自主的なクリーンアップ活動の促進
- 海岸クリーンアップ等海を守る心を育む環境体験学習ツアーの実施
- 市町村の海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業への助成
 - ・対象市町村：鹿角市、八峰町、上小阿仁村、大潟村
 - ・補助率：8/10

(5) ワンウェイプラスチック使用削減啓発事業

2,430千円

- レジ袋の有料化を捉えたレジ袋削減・マイバッグ持参の必要性等の周知による県民のライフスタイル変革の促進
- (新)ワンウェイプラスチックの使用削減を啓発するためのマイボトル持参運動の推進

3 予算額

25,500千円

【参考】秋田県環境教育等に関する行動計画の策定について

I 現行計画（平成26年度～令和2年度）の概要

1 根拠法	環境教育等促進法 第8条第1項
2 内容	(1) 学校や地域等における環境学習の機会・場づくり及び人材の育成・活用 (2) 環境教育に関する教材の整備・活用及び情報の発信・提供 (3) 幅広い県民の参加を促し各主体の連携・協働取組の推進

II 次期計画策定における主な視点及びスケジュール

1 視点等	(1) 環境教育等を通じた持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成 (2) 県民、民間団体、事業者等との連携 (3) 脱炭素社会及び循環型社会の実現などに向けた意識の醸成
2 スケジュール	令和2年 6月～ 環境教育等推進協議会（3回） 9月 県議会への報告（骨子案） 令和3年 1月 パブリックコメント実施 2月 県議会への報告（計画案） 3月 策定
3 計画期間	令和3年度から令和12年度（10年間）